

第1 株主総会の目的である事項

議題

特定の株主からの自己株式取得の件

第2 議案の要領

議案の要領及び提案の理由において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

議案（議題にかかる議案）

特定の株主からの自己株式取得の件

（1）取得する株式の種類

普通株式

（2）取得する株式の数

12,006,500株

（3）取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

（4）取得と引換えに交付する金銭等の総額

1株あたり2,385円または本総会の開催日前日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）のいずれか低い方の金額（以下「基準価格」という。）に、取得する株式の数を乗じた金額を上限とする。

（5）株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2027年3月31日まで

（6）取得する相手方

SON Financial 合同会社

なお、自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

第3 提案の理由

本議案は、孫泰蔵氏が代表社員を務めるSON Financial 合同会社（以下「孫氏」という。）の保有する全ての当社株式を、当社が取得すること（以下「本自己株取得」という。）を求める議案である。

本書の発送日現在、孫氏は、その保有する当社株式の全部である12,006,500株（自己株式を除く発行済株式総数の22.93%）を、1株当たり2,385円、総額約286億円で、市場外の相対取引により、2026年12月30日又は両者が別途合意する日に株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント（以下「SME」という。）へと譲渡する旨の契約を締結している（以下、当該株式譲渡を「本相対譲渡」という。注1）。

本議案が決議を求めるのは本自己株取得のみであり、その後のSMEに対する自己株式の処分について決議を求めるものではない。

もっとも、以下では、本自己株取得によって生じ得る経済的効果を具体的に説明するため、本自己株取得後、当社が、法令等に従い必要な手続を経て、取得した自己株式をSMEに処分し（以下「本自己株処分」という。）、SMEが本相対譲渡の場合と同数の当社株式を取得する場合を想定する。

なお、この場合、孫氏とSMEの間の本相対譲渡にかかる契約については、本議案の可決を機に当事者間で合意解除されることを想定している。また、提案株主は、本自己株処分によって得られた資金については、過剰な現預金残高を是正する観点から、今後5年間にわたる追加的な配当の原資として株主に還元するべきであると考えている。

（1）同一の譲渡価格で比較した場合、本自己株取得により孫氏の税負担を約44億円軽減できること

法人である株主が、保有する株式を発行会社に譲渡した場合、一定の要件の下で、譲渡対価の一部が税務上の配当とみなされ、受取配当等の益金不算入制度の適用を受けることができる（注2）。

提案株主の試算によれば、本相対譲渡による場合と本自己株取得による場合（いずれも譲渡価格を1株当たり2,385円とする）の孫氏の税額及び税引後手取額は、以下のとおりとなる（注3）。

（ア）本相対譲渡による場合

- ・ 譲渡総額：約286億円（2,385円／株）
- ・ 課税額：約71億円（約598円／株）
- ・ 税引後手取額：約215億円（約1,787円／株）

（イ）本自己株取得価格が本相対譲渡と同価格となる場合

- ・ 譲渡総額：約286億円（2,385円／株）
- ・ 課税額：約27億円（約227円／株）
- ・ 税引後手取額：約259億円（約2,158円／株）

以上の試算のとおり、本相対譲渡と本自己株取得の譲渡価格をいずれも1株当たり2,385円とした場合、本自己株取得を通じて孫氏が株式を譲渡すれば、本相対譲渡と比較して、

孫氏の税負担は約44億円軽減される。そこで、本自己株取得価格を孫氏が本相対譲渡と同じ税引後手取額となるような価格に下げの場合、以下のとおりとなる。

(ウ) 本自己株取得価格が約1,946円/株となる場合(この場合、孫氏の税引後手取額が本相対譲渡と同額となる)

- ・譲渡総額：約234億円(約1,946円/株)
- ・課税額：約19億円(約158円/株)
- ・税引後手取額：約215億円(約1,788円/株)

(2) 本自己株取得及び本自己株処分を組み合わせることにより、本相対譲渡にはない経済的利益を生み出すことができること

本自己株取得及び本自己株処分を組み合わせた一連の取引(以下「本スキーム」という。)は、その条件を適切に調整することで、以下のとおり、本相対譲渡には存在しない経済的利益を生み出すことができる。

具体的には、本自己株処分価格を本相対譲渡価格と同じ1株当たり2,385円で固定し、本自己株取得価格を1,946円(孫氏の税引後手取額が本相対譲渡と同額となる価格)から2,385円までの範囲で設定された場合の各当事者の経済的利益は以下のとおりとなる。

(ア) 孫氏

本相対譲渡による孫氏の税引後手取額は約215億円(約1,787円/株)であるのに対し、本スキームによる税引後手取額は、本自己株取得価格の設定に応じて約215億円から約259億円(約1,788円/株から約2,158円/株)となる。

したがって、本自己株取得価格を適切に設定することにより、孫氏は、本相対譲渡の場合と少なくとも同水準の税引後手取額を確保しつつ、最大で約44億円の追加的な経済的利益を得ることができる。

(イ) 当社

本自己株取得価格が1株当たり2,385円の場合には、本自己株取得に要する金額と本自己株処分により当社が受領する金額は同額となる。

これに対し、本自己株取得価格を引き下げれば、本自己株取得価格と本自己株処分価格との差額が当社に残ることとなる。例えば、本自己株取得価格を1株当たり1,946円、本自己株処分価格を1株当たり2,385円とした場合、その差額である1株当たり439円、総額約52億円分、当社の現金及び純資産が増加する。

なお、一連の取引の前後で、自己株式を除く発行済株式数は増加しない。

(ウ) SME

本相対譲渡の場合、SMEは12,006,500株を1株当たり2,385円、総額約2

８６億円で取得する予定である。本スキームにおいても、本自己株処分価格を１株当たり２，３８５円とすれば、ＳＭＥが取得する株式数及び取得対価は本相対譲渡の場合と同一であり、ＳＭＥに追加的な資金負担は生じない。

一方、本スキームにより当社の現金及び純資産は、本相対譲渡の場合と比較して最大約５２億円分増加する。その結果、ＳＭＥが取得する当社株式の１株当たりの本源的価値は、最大で約１００円増加する。

（３）当社は本スキームをこれまで検討しておらず、自ら実現可能性を確認する考えも示していないこと

提案株主は、本臨時株主総会の招集請求に先立ち、２０２６年１０月６日、当社代表取締役社長ＣＥＯの坂井一也氏（以下「坂井氏」という。）及び執行役員ＣＦＯ／ＩＲＯの高山和正氏（以下「高山氏」という。）と面談を実施した。

提案株主は、同面談において、本臨時株主総会の招集請求を行うこと及びその際に当社株主に対し本スキームについて説明することを明らかにしたうえで、本スキームの経済的効果を具体的に説明し、その実現可能性について当社に検討を求めた。これに対し、坂井氏及び高山氏は、本相対譲渡を本スキームに変更できれば当社に経済的利益が生じ得ることは認め、ＳＭＥ及び孫氏が本相対譲渡を本スキームに変更することに同意すれば、当社として検討する余地があるとの趣旨の回答はしたものの、ＳＭＥ及び孫氏に本スキームへの変更の意向を確認する考えは示さず、具体的な理由を説明することなく、本スキームの検討を拒否した。

提案株主としては、当社に数十億円規模の経済的利益をもたらし得る選択肢が存在する以上、その実現可能性について、少なくとも当社自身がＳＭＥ及び孫氏に確認し、具体的な検討を行うべきであると考ええる。

（４）結論

以上のとおり、本相対譲渡に代えて本スキームを採用することにより、ＳＭＥの株式取得条件を本相対譲渡と同一に維持し、孫氏の税引後手取額を本相対譲渡の場合と同水準以上に確保しながら、当社にも最大約５２億円の経済的利益を帰属させるよう条件を設定することが可能である。

したがって、本スキームの第一段階であり、かつ、株主総会決議が必要となる本自己株取得を実行可能とするために、孫氏からの自己株式の取得を可能にする本議案を、本臨時株主総会において決議することを求める。

第４ 招集の理由

本相対譲渡は２０２６年１２月３０日又はＳＭＥ及び孫氏が別途合意する日に実行される予定であり、本相対譲渡が実行されれば、前記第３記載の当社の株主価値向上を可能とする一連の取引ができなくなる。次回の定時株主総会は、例年どおりであれば２０２７年３月に開

催されるため、その開催を待つことはできない。さらに、坂井氏及び高山氏は具体的な理由を説明することなく本スキームの検討を拒否しており、当社には本自己株取得に向けて自発的な行動を起こす意思はない。

したがって、本相対譲渡が実行される前に本議案を決議し、当社、SME及び孫氏が一連の取引実行に向けた協議を行うことができるよう、本臨時株主総会の招集を請求する。

（注１）取得する株式の数及び取得する相手方は、当社が２０２６年８月２８日付で提出した『株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントとの資本業務提携、株式の売出し、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動、並びに当社株式（証券コード：３７６５）の公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為に関するお知らせ』に基づいて記載している。

（注２）法人税法上、法人である株主が、保有する株式をその発行会社に譲渡した場合、譲渡代金のうち発行会社の資本金等の額に対応する部分を超える金額は配当とみなされ、持株割合が５％超３分の１以下の法人である株主については、配当とみなされる金額の５０％が課税の対象から除かれる。これに対し、株式を第三者に譲渡した場合には、譲渡代金と取得価額との差額の全額が譲渡益として課税の対象となる。

（注３）提案株主の推計は、公表資料に基づき、孫氏の当社株式の取得価額の総額を約５５億円、当社の１株当たりの資本金等の額を０円、法人実効税率を３１．１％と仮定したものである。実際の税負担は、公表されていない当社及び孫氏の個別の事情により異なり得る。なお、一連の取引に付随して発生する費用は考慮していない。

以上